

daily コラム

2025 年 8 月 18 日(月)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

中小・中堅企業でもチラホラ 食事の支給による経済的利益と給与課税

いろいろ出揃ってきた食事補助サービス

「食費が高くなった」と感じる今日この頃。賃上げの代替策の一つとして、従業員の食費をサポートしようとする会社も増えてきました。最近では、社員食堂、弁当配送サービス、設置型社食サービスをはじめ、電子マネーを利用した食費補助サービスも登場し、様々なサービスが提供されています。採用に際して、会社に意識してほしいのが、所得税の「非課税」制度です。

食事の支給が課税されない要件とは？

この「非課税」の制度については、国税庁のタックスアンサーに解説があります。役員・従業員に支給する食事は、次の2つの要件（負担割合と会社補助額）をどちらも満たしていれば、給与課税はされません。

- ① 役員・従業員が食事の価額の半分以上を負担していること。
- ② 次の金額が1か月当たり3,500円以下であること
(食事の価額) - (役員・従業員の負担額)

この要件を満たしていない場合、「食事の価額 - 本人負担額」が給与課税されます。なお、②の「3,500円」以下であるかどうかの判定は、消費税等を除いた金額により行います(10円未満の端数は切り捨て)。

また、「食事の額」は、弁当等を購入している場合には、業者に支払う「購入額」、会社が社員食堂等で作った食事を支給している場合には、「食事を作るために直接かけた費用(材料費等)」の合計額とされます。

具体的にどう計算するのか？

従業員に弁当と契約食堂で食事を提供したケースを考えてみましょう。

	税込単価	本人負担	提供日数
弁当	500円	300円	15日/月
食堂	500円	300円	5日/月

この場合、次のように計算されます。

(1) 食事の支給による経済的利益(月額)

弁当 (500円 - 300円) × 15日 = 3,000円
食堂 (500円 - 300円) × 5日 = 1,000円
合計 = 4,000円

(2) (1)から消費税等を除いた金額

弁当 3,000円 ÷ 1.08 = 2,777.77...円
食堂 1,000円 ÷ 1.1 = 909.090...円
合計 = 3,686.868... → 3,680円

(2)の金額が非課税限度額を超える(3,680円 > 3,500円)ため、(1)の経済的利益4,000円が給与として課税されます。



残業食事代は、無償でもOK。金銭支給は給与課税されますので要注意！